

国自技第 118 号の 4  
 国自整第 66 号の 4  
 平成 18 年 9 月 1 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部 技術企画課長



整備課長



#### 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る不正改造等の排除について

大型貨物自動車(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)については、高速道路における速度超過時の事故の防止を図ることを目的に、平成13年8月に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正し、速度抑制装置(時速90kmを超えて加速ができないようにする装置)の装備を平成15年9月1日から義務付けることとし、速度抑制装置を装備した車両には、自動車検査証の備考欄に「速度抑制装置付」と記載するとともに黄色のステッカーを車両後面等に貼付することとしたところです。

また、使用過程車(平成6年排出ガス規制より古い車両及び基準緩和の認定を受けた車両等を除く。)については、3年間の経過措置を設けて順次規制を適用してきたところですが、本年8月末をもってこの期間が終了したことから、本日より装備対象の大型貨物自動車すべてに速度抑制装置の装備が義務付けられることとなりました。

本件については、不正改造等の排除に警察当局とも協力のうえ強力に取り組むこととしており、各整備事業者にあつては、速度抑制装置の不正改造等を行わないことはもちろんのこと、特に指定整備事業者にあつては、指定整備の取扱いの際に速度抑制装置に係る保安基準の適合性について適切に確認を行うよう、改めて傘下会員に対し周知をお願いいたします。

## 速度抑制装置の装備対象車両について

1. 速度抑制装置の装着義務付け対象車種  
車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のいわゆる「大型貨物自動車」
2. 規制適用除外の車両
  - ① 平成6年排出ガス規制に適合するものとして登録されていない自動車であって、平成8年3月31日以前に製作された大型貨物自動車(排ガス記号が「W」「U」「P」「N」「K」「H」又は同記号が無い車両(昭和50年以前の車両))
  - ② NOx・PM 法の対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、初度登録日が平成9年12月31日以前(特種自動車にあつては平成9年8月31日以前)の大型貨物自動車(NOx・PM 法の基準に適合するものを除く)
  - ③ 緊急自動車(消防車等)
  - ④ 最高速度が90km/h以下の大型貨物自動車
  - ⑤ 次のものであって基準緩和車両であるもの(地方運輸局長から基準緩和認定を受けた自動車)
    - ・ 高速自動車国道等の無い離島に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車
    - ・ 最高速度が100km/h以下の大型貨物自動車
3. 速度抑制装置に関する自動車検査証の備考欄の記載内容

自動車	備考欄の記載内容
記1. の自動車	速度抑制装置付
記2. ①、③、④の自動車	この自動車は速度抑制装置の装備義務付けの対象外です。
記2. ②の自動車	この自動車は平成〇年9月1日以降の最初の検査時以降に速度抑制装置の装備が必要です。NOx・PM規制に適合しない場合には、NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置いている限り、速度抑制装置の装備は必要ありません。

#### 4. 速度抑制装置のステッカー様式

速度抑制装置が装着された自動車には、右図のようなステッカー(車室内用:直径30mm以上、車両後面用:直径130mm以上)が車室内の運転者が見やすい位置及び車両の後面に貼付されます。



● 道路運送車両法(抜粋)

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取り付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(罰則)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五条第六項、第三十六条、第三十六条の二第六項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第八項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

二 (略)

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第百七条から前条まで(同条第一項第八号及び同条第二項を除く)各本条の罰金刑

## 問い合わせ先

国土交通省 自動車交通局  
技術安全部 技術企画課 和迩、久保田（内線 42251,42252）  
整備課 野津、濱中（内線 42402,42426）  
代表電話 03-5253-8111  
直通電話 03-5253-8591,8598

自動車交通局プレスリリース

平成 18 年 9 月 1 日

## 速度抑制装置の装着に関する経過措置期間の終了について

平成 18 年 8 月末日をもって、対象となる大型貨物自動車（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上）<sup>(※)</sup> への速度抑制装置（スピードリミッタ）の装着に関する経過措置期間が終了しました。

- ①これまでの国土交通省の調査により、既に、スピードリミッタの装着により、高速道路での事故低減効果等を示すデータもあり、今後ともその効果が期待されています。（平成 17 年度国土交通省中間報告）
- ②交通安全のより一層の推進のため、今後とも、関係者と協力して、スピードリミッタの不正改造防止について徹底し、その適正使用を推進していきます。

（※）平成 6 年排出ガス規制より古い車両、高速自動車国道等を走行しない車両等、スピードリミッタ装着義務の対象外の車両を除く。

高速道路における大型トラックの事故防止を目的として、平成 15 年 9 月 1 日より、新たに登録する大型貨物自動車（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上）に対し、90km/h を超えて加速できないようにする速度抑制装置（スピードリミッタ）が義務付けられました。

また、使用過程車についても、平成 6 年排出ガス規制適合車以降の大型貨物自動車について同じく平成 15 年 9 月 1 日より、3 年間の経過措置を設けて順次規制を適用し、本年 8 月末をもってその経過措置期間が終了しました。その結果、本日より対象となる大型貨物自動車すべてに速度抑制装置が装着されていることとなります。

これまでの国土交通省の調査において、大型貨物自動車へのスピードリミッタの装着により、安全面での効果が上がっていると考えられるデータや二酸化炭素排出量が削減する等の環境面での効果を示す推計も得られています。

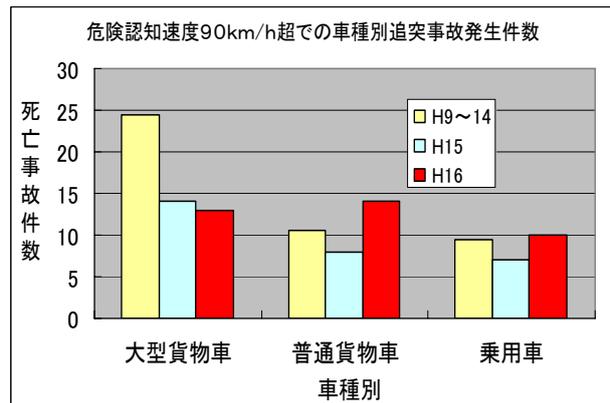
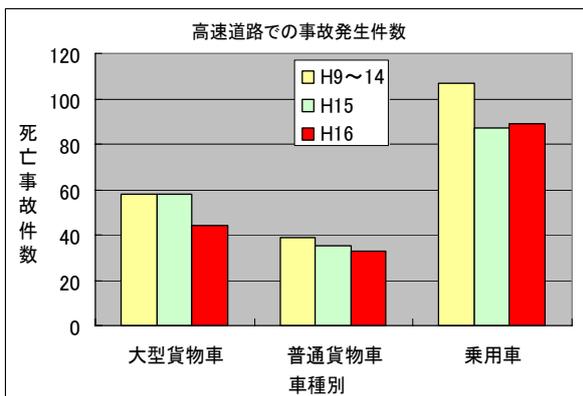
このような高速道路での交通安全等に高い効果が期待できる大型貨物自動車のスピードリミッタについて、今後とも、警察庁、自動車検査独立行政法人をはじめとした関係者と協力して、不正改造の防止を徹底するとともに、適正な使用を推進することにより、一層の交通事故の削減に取り組んでいきます。

なお、このスピードリミッタは、平成 18 年 8 月末時点で大型貨物自動車約 78 万台中、規制の対象車両の約 49 万台（約 63%）に装着されています。また、年式が古いためスピードリミッタの装着が困難であり、その装着の効果も少ないため規制の対象外となっている約 29 万台についても、今後の新型車への代替により減少していくこととなります。

(参考1) 大型貨物自動車のスピードリミッタ装着の効果の概略 (平成17年度調査)

(1)安全面での影響

- ① 高速道路での大型貨物自動車による死亡事故が平成16年度で44件であり、約25%減少している。(平成9~14年の平均58件、平成15年度58件)
- ② 特に、危険認知速度が90km/hを超える速度での大型貨物自動車の追突に依る死亡事故が平成16年度は13件であり、スピードリミッタ装着前より、約47%減少している。(平成9~14年の平均24.5件、平成15年14件)
- ③ ただし、インターチェンジから流入する車両と大型貨物自動車との事故が、平成15年以降増加している。これは、大型車の走行車線での走行が増加していることが原因と考えられる。

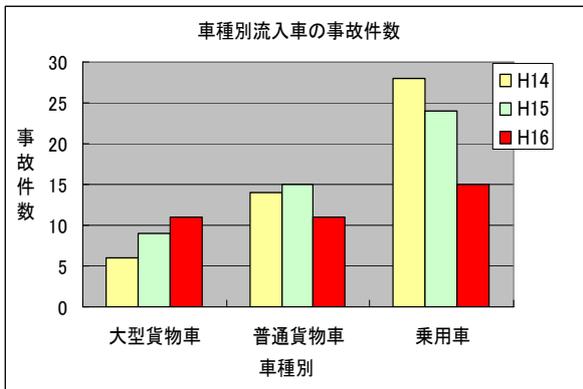


①車種別死亡事故、重傷事故件数

(平成9年~14年の平均、15、16年、全高速自動車国道)

②危険認知速度90km/h超での車種別追突死亡事故件数

(平成9年~14年の平均、15、16年、全高速自動車国道)



③ 車種別の流入車の事故件数

(全高速自動車国道、平成14、15、16年)

(2)交通流に与える影響

- ① 概して、スピードリミッタ装着車の割合が増加すると、平均速度が低下する傾向にある。
- ② また、渋滞については、一般ドライバーへのアンケート調査の結果「増えた」と感じる人と、「変わらない」と感じる人がほぼ同程度であった

(3)その他

- ① 物流への影響としては、物流体系の変化は見られなかったが、輸送の長時間化等の影響も一部では見られている。
- ② トラックの平均速度等から推計した、CO<sub>2</sub>削減効果は、平成17年時点で31~66万トと推計されている。

注) 平成18年8月末時点では約63%の大型貨物自動車にスピードリミッタが装着されているが、本調査が行われた平成16年でのスピードリミッタの装着率は約30%である。

(参考2) 大型貨物自動車のスピードリミッタ装着台数 (推定)

(平成 18 年 8 月末日時点)

スピードリミッタを装着した車両	スピードリミッタを装着していない車両
約 48.7 万台	約 29.4 万台
新車装着 約 15.8 万台	対象外車両 (旧型車) 28.4 万台 (内、車検切れ 4.4 万台)
使用過程車装着 約 32.9 万台	規制対象車両 (車検切れ) 0.3 万台 基準緩和車両 0.7 万台